

平成 29 年 9 月 27 日

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ  
商取引監督課 割賦販売法担当 御中

日本司法書士会連合会

## 「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

### 意見内容

#### 第 1 省令 123 条 1 項 2 号 一覧表 10 について

##### 1 意見の趣旨

当該改正を追加することに賛成する。ただし、今後契約約款自体の交付を義務付ける方向での改正がなされるべきである。

##### 2 意見の理由

購入者に対し、契約約款を交付する場合を前提とするものの、交付の時期及び方法並びに再交付について定められた点については、購入者の保護を前進させるものであって賛成する。

ただし、契約約款は契約の内容となるものである以上、購入者全てに交付されるべきものであると考えるので、今後交付を義務付ける方向での改正がなされるべきだと考える。

#### 第 2 省令 36 条、37 条、50 条、52 条及び 55 条について

##### 1 意見の内容及び理由

消費者の理解を含め、選択可能性の担保及び紛争の未然防止に資することになるため、これに賛成する。ただし、事業者によって用いる用語が異なることで消費者に混乱が生じないように、第 6 で述べるような法改正を行うことや、業界団体においてガイドラインを策定するなどの措置を講じ、適切な表現が行われることを求める。

#### 第 3 省令 55 条 2 号について

##### 1 意見の内容及び理由

消費者による記録保存が担保され、不正利用の早期発見等紛争の未然防止に資することになるため、これに賛成する。

#### 第 4 省令 40 条及び 72 条について

##### 1 意見の趣旨

他の者の収入を合算する場合、当該他の者から受ける当該他の者の年収の申告「その他の適切な方法により」年収を把握することとなっているが、「その他の適切な方法」には反対する。

##### 2 意見の理由

与信調査の原則は、本人の支払能力であるところ、平成20年改正において過剰与信防止対策として導入された支払可能見込額調査においては、専業主婦や学生などを考慮して例外規定が存在している。

今回の改正案は、その例外規定における調査手続きを大幅に簡素化するものであり、他の者の収入を合算する場合であっても他の者の同意を不要としている。その一方で、他の者から収入を申告してもらうことにより、他の者が同意したことと同様の効果を持つことが期待されるどころ、このように重要な申告において、「その他の適切な方法」を認めてしまうと、その効果は期待できず、何ら制限なく、他の者の収入が合算可能となるおそれがある。また、「その他の適切な方法」では、事業者ごとの裁量を幅広く認めることとなり、平成20年改正における過剰与信防止対策の軽視に繋がる懸念があり、削除すべきである。

## 第5 省令74条1項3号について

### 1 意見の趣旨

特例の拡大には反対する。

### 2 意見の理由

改正案は、自動車学校における自動車の運転に関する教習を行う契約について、学力の教授を提供する契約と同様に相当と判断した場合を調査の特例としている。

しかしながら、自動車運転免許取得のための教習については、若年層も契約者として多く想定され、このような契約において平均的な契約金額の30万円は高額であるため、特例を認めることには反対である。

## 第6 「法令用語使用の一律義務付けの見直し」について

### 1 意見の内容及び理由

割賦販売法上の法令用語は、その用語が現実の取引における何を指しているのかが必ずしも明確ではないものも少なくないので、法令用語使用の一律義務付けを見直すことはカード利用者の理解を深めることにも資するものと考えられ、これに賛成する。

もともと、指摘のとおりわかりやすさと正確性は二律背反的な性質をもつため、カード利用者に混乱や疑義が生じないように、業界団体に対しては、①団体が率先して利用者にわかりやすく、かつ、混乱や疑義の生じない表現方法を検討すること、②業界に加盟する各事業者に対する指導を徹底すること、の2点についての努力義務を法文上明記すべきである。